

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 殿

経済産業省商務・サービスグループ  
消費・流通政策課

こどもがゴーカート等の乗り物を運転する施設の安全対策の徹底及び安全点検の実施について  
(周知依頼)

平素よりお世話になっております。

令和4年9月18日に北海道で発生したゴーカート体験イベントにおける事故を受け、その再発防止に向け、政府より一般社団法人日本自動車連盟に対して、こどもがゴーカート等の乗り物を運転する施設の安全点検について、添付のとおり要請を行いました。

子供が運転できるゴーカート等(※)の設置、運営(体験イベント等を含む)をされている若しくはこれから予定されている場合につきましては、添付も参考に下記4点のとおり安全対策を徹底いただくとともに現在の運営状況に改善点がないか、あらためて「安全点検」を実施頂きますよう、貴団体内に御周知の程よろしくお願いいたします。

- ・カート車両及びサーキット等走行用施設の保守点検を徹底すること
- ・カート車両の性能に応じた対象年齢の確認を徹底すること
- ・観客席等周囲の消費者を含め安全が確保された環境を整備すること
- ・運転するこどもに対する禁止事項等の事前説明を確実に行うこと

(※) ゴーカート等は、以下の要件を全て満たすものを想定しております。

- ・18才未満のこどもが自ら運転をするもの
- ・時速10km以上で走行が可能なもの
- ・バッテリーカーや足漕ぎタイプのゴーカート以外のもの
- ・建築基準法等の法令により点検が義務付けられていないもの

※バッテリーカーや足漕ぎタイプの例は別添参照

(参考)

商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/guideline.html>